

❖今回投票できる方❖

次の要件を全て満たす方は、今回の選挙で投票することができます。

- ①年齢要件…平成19年7月21日以前に生まれた方
- ②住所要件…令和7年4月2日以前に日光市に転入の届出をして、引き続き日光市に住民登録されている方

※日本国籍がない方や公民権が停止されている場合は、上記の要件を満たしていても投票できません。

●最近日光市へ転入された方へ

令和7年4月3日以降に日光市に転入届を出された方は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地の市区町村で投票できます(日光市では投票できません)。ご不明な点がありましたら、日光市選挙管理委員会までお問い合わせください。

❖投票が2種類あります❖

- ▷栃木県選出議員選挙 → 候補者の氏名を書いて投票してください。
- ▷比例代表選出議員選挙 → 参議院名簿登載者の氏名または政党等名を書いて投票してください。

❖選挙公報は新聞折り込みになります❖

選挙公報には、各候補者・政党等の意見や主張が掲載されます。よく読んで投票の参考にしてください。市役所や各行政センター・地区センター・出張所・公民館などにも設置しますので、ご利用ください。また、栃木県選挙管理委員会ホームページにも掲載されます。

❖投票所入場券が郵送されます❖

投票所入場券(以下「入場券」という)が届いたら、氏名・投票所など、記載内容を必ず確認してください。また、当日投票所や期日前投票所にお越しの際は、入場券を持参するとスムーズに受付できます。

当日投票の場合は、入場券に記載の投票所で投票してください。期日前投票の場合は、指定の投票所に限らず市内の期日前投票所であれば、どこでも投票ができます。

◇市内の転居の届出が

- ◎令和7年6月30日(月)までの方 → 新しい住所地の投票所で投票してください。
- ◎令和7年7月1日(火)以降の方 → 前の住所地の投票所で投票してください。

❖入場券が届いてなくても投票できます！❖

入場券はあくまで整理券のようなものです。入場券が届いていない場合や当日お忘れになった場合でも、日光市の選挙人名簿に登録されている方は、本人と確認できれば投票できます。

❖投票所入場券についてのよくある質問❖

- Q. 投票所入場券はいつ頃届きますか。
- A. 投票所入場券は、選挙の公示日(7月3日)以降、速やかに発送することとなっています。郵便の事情等により、市内全域に届くまで、公示日以降1週間程度を要する場合があります。
- Q. 投票所入場券に書いてある投票所とは別の投票所でも投票できますか。
- A. 当日投票の場合は、入場券に記載の投票所で投票してください。期日前投票の場合は、指定投票所に限らず市内の期日前投票所であれば、どこでも投票ができます。